

◎副市長（北田慎一君） 小川議員の外部監査制度の導入についての御質問にお答えいたします。

外部監査制度には、包括外部監査と個別外部監査の2つがあります。

包括外部監査については、年1回、監査人の主導による監査を行うもので、都道府県、政令指定都市及び中核市は法律で導入が義務づけされております。

また、個別外部監査については、議会、長、住民から監査の請求や要求がある場合に行うもので、条例により制度を導入することができるものであります。

本市においては、今ほど小川議員が申されましたが、平成21年度、条例を制定し個別外部監査制度を導入して、地方財政健全化法に基づく外部監査を実施してきたところであります。

議案お尋ねの、外部の監査人による包括外部監査の導入につきましては、監査の専門性を強化し、市民の信頼を高める上で効果がありますが、多額の経費がかかり、現在、県内で導入している自治体は、法律で義務づけされた石川県と金沢市の2つであります。

今、地方行財政検討会議で議論しております監査制度の見直しに当たっての基本的な考え方は、内部の監査と外部の監査に再構築し、監査の対象を明確に区分すべきであるとしているところであり、今後の動向を見守りながら監査機能の充実・強化について検討してまいりたいと考えております。

以上であります。よろしくお願いいたします。